

## 第2章 配偶者等からの暴力をとりまく現状

### 1 統計から推察される被害実態

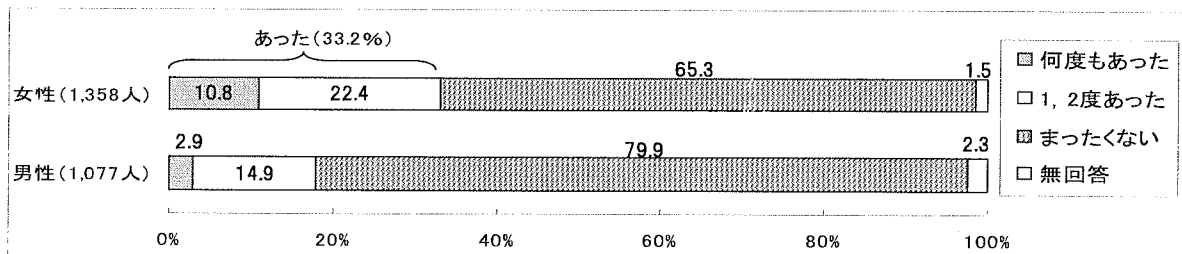
#### (1) 国内の実態

##### ・内閣府調査 ————— (「男女間における暴力に関する調査」(平成20年))

これまでに結婚したことのある人(2,435人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から“身体に対する暴行”、“精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫”、“性的な行為の強要”のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.8%、男性2.9%、「1、2度あった」という人は、女性22.4%、男性14.9%となっており、これらの行為を1度でも受けたことのある人は、女性33.2%、男性17.7%で、女性の約3人に1人が経験していることが明らかになりました。

また、これまでに何らかの被害を受けたことのある人(642人)のうち、その行為によって命の危険を感じた人は、男性が4.7%であるのに対し女性は13.3%で、女性の約7.5人に1人が命の危険を感じており、また、女性の12.8%は暴力によってケガをしたり精神的に不調をきたし、医師の診察を受けていました。

配偶者からの被害経験



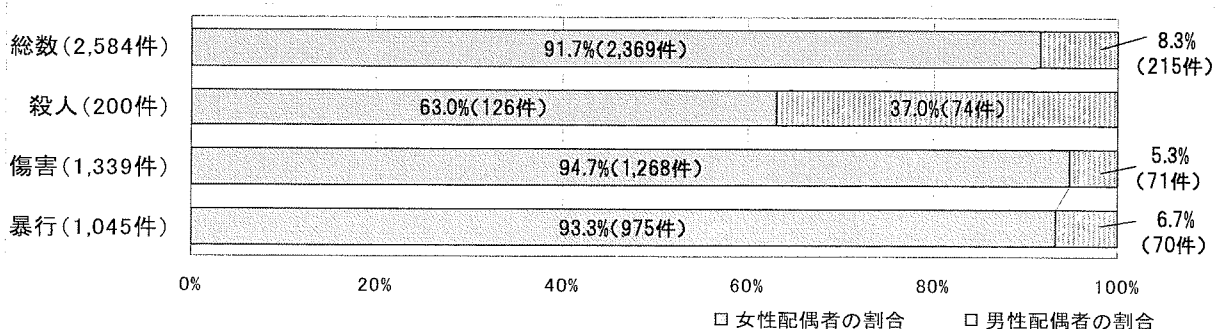
※全国20歳以上の男女5,000人を対象に行った無作為抽出アンケート調査(有効回収率62.6%)

##### ・警察庁統計

平成20年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む。)間における殺人、傷害、暴行は2,584件、そのうち2,369件(91.7%)は女性が被害者となった事件です。

女性が被害者となった割合は、殺人は200件中126件(63.0%)と、やや低くなっていますが、傷害は1,339件中1,268件(94.7%)、暴行は1,045件中975件(93.3%)とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっています。

配偶者間(内縁を含む)における犯罪の被害者(検挙件数の割合)(平成20年)



資料出所：警察庁調べ

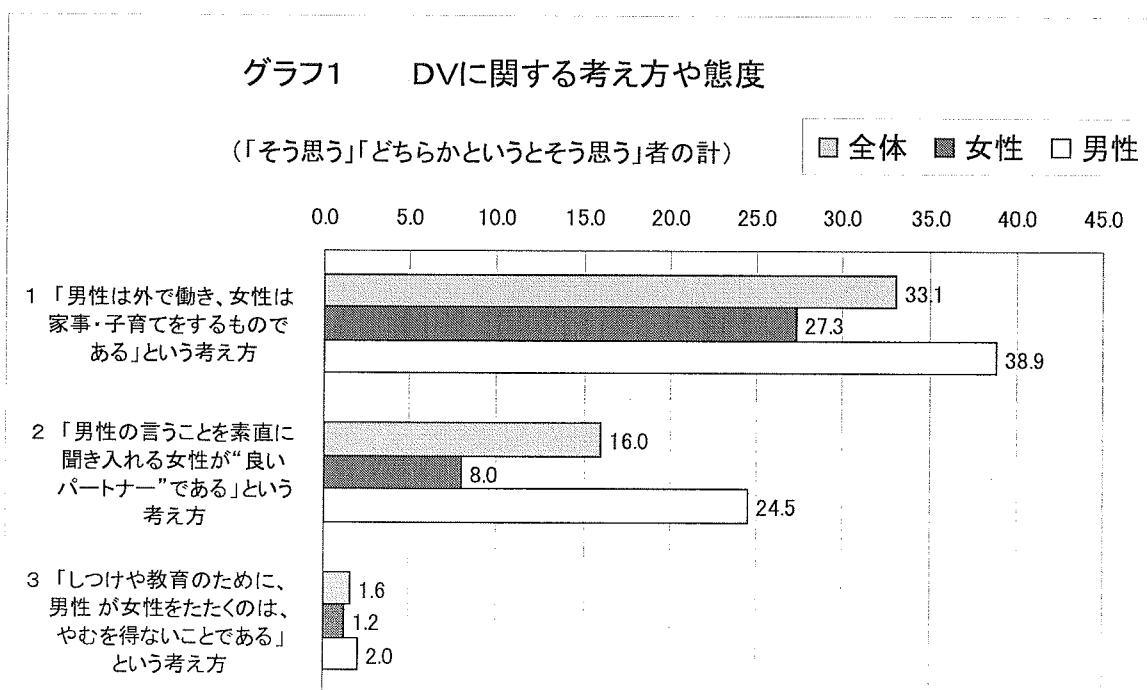
## (2) 県内の実態 ————— (「家庭内での暴力に関する意識等調査」(平成16年))

パートナーからされたことのある行為について質問したところ、女性 573 人、男性 492 人の回答者のうち、「なぐるふりをして、おどす」「ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりしておどす」等について、「1, 2度あった」又は「何度もあった」と回答した者の割合(両者の計)は、次頁のグラフ(グラフ2)のとおりとなっており、ほとんどの項目において、女性のほうが男性を上回る被害を受けている実態が明らかになっています。

また、「命の危険を感じるくらいの暴行」の被害経験については、回答者のうち、男性は 0.0%であったのに対し、女性は 3.1% (「1, 2度あった」2.6%、「何度もあった」0.5%) となっていました。

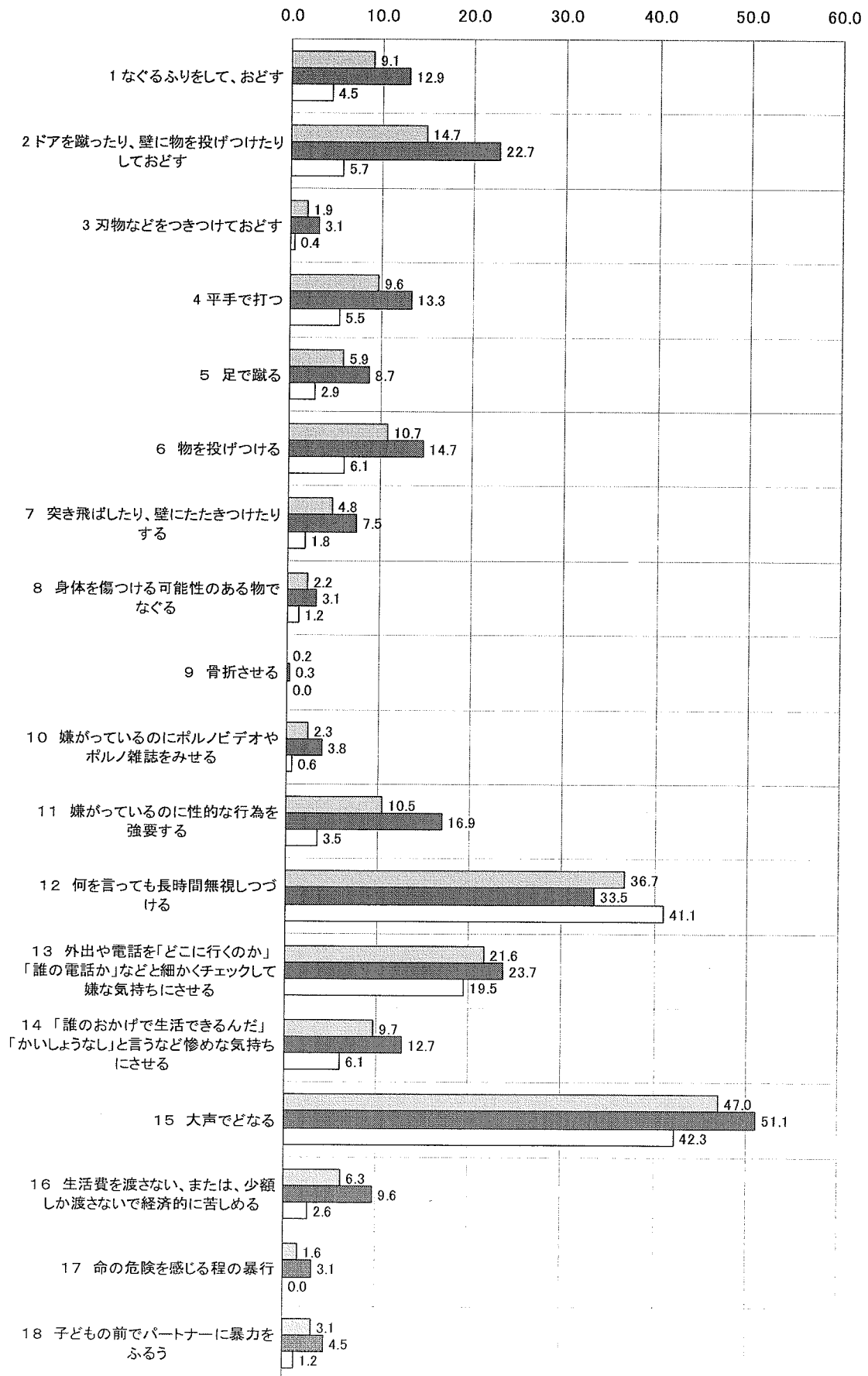
さらに、「子どもの前でパートナーに暴力をふるう」の被害体験については、回答者のうち、男性は 1.2% (「1, 2度あった」1.2%、「何度もあった」0.0%) であったのに対し、女性は 4.5% (「1, 2度あった」2.4%、「何度もあった」2.1%) となっていました。

DVに関する考え方や態度などについて、「男性は外で働き、女性は家事・子育てをするものである」「男性の言うことを素直に聞き入れる女性が“良いパートナー”である」「しつけや教育のために、男性が女性をたたくのは、やむを得ないことである」というそれぞれの考え方について、どう思うかを質問したところ、女性 576 人、男性 494 人の回答者のうち、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合(両者の計)は、下記のグラフ(グラフ1)のとおりとなっており、3つの設問のいずれにおいても、女性よりも男性のほうが高率となっていました。すなわち、女性よりも男性のほうがこの考え方に肯定的であると言えます。



グラフ2 パートナーからされたことのある行為(%)

■ 全体  
■ 女性  
□ 男性



## 2 配偶者等からの暴力に対する取組

### (1) 国における取組

平成 12 年 12 月、政府は、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定し、その中の 1 項目として、「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」を取り上げました。

平成 13 年 4 月には「配偶者暴力防止法」が成立しました。

この法律は「参議院共生社会に関する調査会」から提出され成立した、議員立法です。同法律は平成 14 年 4 月に完全施行されました。

配偶者暴力防止法において、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護に関する国と地方自治体の責務が明記されたことにより、配偶者等からの暴力に対する社会の認識も高まってきました。

その後、平成 16 年 6 月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定等を内容とする改正法が公布され、同 16 年 12 月に施行されました。

また、平成 17 年 12 月には、男女共同参画基本計画（第 2 次）が閣議決定され、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が、重点事項の 1 つとして取り上げられています。

さらに、平成 19 年 7 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が制定され、平成 20 年 1 月 11 日から施行されています。改正法では、保護命令制度の拡充、市町村基本計画の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等がうたわれました。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
<b>相談の種類別件数</b>			
来所	16,688	17,662	19,131
電話	40,705	43,004	47,107
その他	1,135	1,412	1,958
計	58,528	62,078	68,196
<b>性別相談件数</b>			
女性	58,020	61,636	67,660
男性	508	442	536
計	58,528	62,078	68,196
<b>施設の種類別相談件数</b>			
婦人相談所	37,276	36,908	40,330
女性センター	11,661	13,252	13,532
福祉事務所・保健所	6,734	7,953	8,744
児童相談所	1,336	1,657	1,761
その他(支庁等)	1,521	2,308	3,829
計	58,528	62,078	68,196

平成 21 年 4 月 1 日現在、配偶者暴力防止法が規定する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設は、全国で 183 施設（うち市町村が設置する施設は 12 施設）あり、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っています。平成 20 年度に寄せられた相談は 68,196 件で、毎年度増加しています。

また、全国の裁判所における、配偶者暴力に関する保護命令事件について、認容（保護命令発令）されたのは平成20年において2,525件に上っています。

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況

(最高裁判所事務総局民事局)

新受	既済件数																却下	取下げ等					
	認容（保護命令発令）件数																						
	(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合																						
	(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合				(3) 「子への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）				(4) 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）														
①		②		③		④		⑤		⑥		①		②		①		②					
接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令		接近禁止命令・退去命令		接近禁止命令・電話等禁止命令		接近禁止命令のみ		退去命令のみ		電話等禁止命令（事後発令）		被害者への接近禁止命令と同時		事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令		被害者への接近禁止命令と同時		事後的な子への接近禁止命令		被害者への接近禁止命令と同時		事後的な親族等への接近禁止命令	
平成18年総数	2,759	2,769	(*1)	2,208	(*1)	166	710	8					1,320	4			146	415					
平成19年総数	2,779	2,757	(*1)	2,186	(*1)	173	640	7					1,364	2			140	431					
平成20年総数	3,147	3,143	519	2,525	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,120	4	218	9	168	450				

\*1：うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの

(2) 沖縄県における取組

沖縄県においては、平成19年3月に「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を見直し、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とする「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定しました。この中では、「男女の人権の尊重」という基本方向の下に、目標のひとつとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げています。

平成13年4月の「配偶者暴力防止法」の成立を受け、平成14年度には、沖縄県女性相談所を配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として位置付けました。さらに、平成18年4月からは、北部福祉保健所、宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所の3施設を配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設として位置付け、配偶者等からの暴力について相談体制を整えるとともに、被害者の一時保護ができる体制を整備するなど、被害者の安全の確保に努めています。

平成20年度において、県内の配偶者暴力相談支援センター（4ヶ所）、沖縄県男女共同参画センター、沖縄県警察における、配偶者等からの暴力に関する相談受付件数は、合計で1,781件、沖縄県女性相談所における被害者の一時保護数は、その同伴する児童を含めて160件に上っています。

また、県内の裁判所における配偶者暴力に関する保護命令事件について、認容（保護命令発令）されたのは平成20年において81件となっており、前年より36件の増加となっています。

県内の配偶者等からの暴力に関する相談等の現状

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
配偶者暴力相談支援センター	884	796	1,023
男女共同参画センター(ていりる)	297	279	208
沖縄県警察	329	528	550
計	1,510	1,603	1,781

沖縄県女性相談所における配偶者等からの暴力被害者の一時保護の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
DV被害者の一時保護数	65	72	77
その同伴児童数	102	67	83
計	167	139	160

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況(沖縄県)

(最高裁判所事務総局民事局)

	新受	既済件数														却下	取下げ等												
		認容(保護命令発令)件数																											
		(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合																											
		(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合																											
		(*1)		(*1)		① 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令		② 接近禁止命令・退去命令		③ 接近禁止命令・電話等禁止命令		④ 接近禁止命令のみ		⑤ 退去命令のみ		⑥ 電話等禁止命令(事後発令)		① 被害者への接近禁止命令と同時		② 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令		① 被害者への接近禁止命令と同時		② 事後的な子への接近禁止命令		① 被害者への接近禁止命令と同時		② 事後的な親族等への接近禁止命令	
平成18年総数	51	51	41	4	12	0	25	0	22	0	5	1	4	10	1	9													
平成19年総数	53	52	45	5	18	0	22	0	22	0	5	1	2	5	2	5													
平成20年総数	94	95	30	81	26	2	0	12	3	0	0	24	0	34	0	5	1	4	10										

\*1: うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの